

令和3年第4回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和3年5月25日（火曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長行政報告
日程第 4 議案第26号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 5 議案第27号 羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第28号 羅臼町国民健康保健税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第29号 財産の取得について
追加日程第1 議案第30号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		3番	高島 譲二 君
	4番	井上 章二 君		5番	坂本 志郎 君
	6番	松原 臣 君		7番	村山 修一 君
	8番	鹿又 政義 君			

○欠席議員（1名）

2番 田中 良 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋 稔 君	副町長	川端 達也 君
教育長	和田 宏一 君	企画振興課長	八幡 雅人 君
総務課長	本見 泰敬 君	税務財政課長	対馬 憲仁 君
税務担当課長	飯島 東 君	環境生活課長	湊 慶介 君
保健福祉課長	福田 一輝 君	保健・国保担当課長	洲崎 久代 君
産業創生課長	大沼 良司 君	まちづくり担当課長	石崎 佳典 君
建設水道課長	佐野 健二 君	学務課長	平田 充 君

社会教育課長 野田泰寿君 会計管理者 鹿又明仁君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松崎博幸君 議会事務局次長 長岡紀文君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、令和3年第4回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放します。ただし、発言時においては、マスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番高島讓二君及び4番井上章二君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 町長からの行政報告の申出がありましたのでこれを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和3年度の第4回臨時会に議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

5月14日開催の第3回臨時会で御報告させていただきました新型コロナワクチン集団接種は、5月16日、日曜日に予定数の165人全員に接種を行いました。診療所での個別接種も順調に接種されております。75歳未満の方への集団接種希望調査は5月25日、本日の町政だよりで周知を行います。対象となる方の接種をお願いいたします。

現在、全道的な感染拡大に伴い、5月16日から31日までの間、北海道が緊急事態宣言区域となりました。それを受け、5月15日に町民の皆様へ不要不急の外出や移動、特に午後8時以降の外出を控えるなど、情報メールや防災無線等で呼び掛け、また、飲食店等へ営業時間を午後8時まで、酒類提供を午後7時までとするよう協力を要請しております。さらに、5月22日から31日までの間の観光船及び道の駅の事業者の方々への休業要請をお願いしたところです。

今回、休業要請した観光事業者はコロナ禍にあって十分な感染防止対策を講じて営業していることを把握しており、昨年来自主的な休業による感染防止対策等も実施してきております。人流を集中的に抑制することを目的とし、休業要請に踏み切ったわけではありますが、今までの自主的な取組みを含め、今回の措置により大変な経営打撃となることは明らかであり、断腸の思いであります。

このたびの要請に対し御理解いただき、御協力くださった事業者の皆様には心から感謝を申し上げる次第であります。さらに今後は基幹産業である水産業及び水産加工業に及ぼす影響も危惧されることから、関係団体と連絡を密にし状況把握に努めてまいります。

根室振興局管内では、感染経路不明の感染者の発生も続いており、私といたしましても大変な危機感を感じているところです。町民の皆様方へは大変な御不便や感染への不安等をお掛けしてと思いますが、これ以上の感染拡大につながらないよう、不要不急の外出を控えていただくことや、マスク着用やうがい、十分な手洗いなど、消毒の徹底をお願いいたします。また、うわさに惑わされず、うわさの拡散等は厳に控えていただき、さらに感染者が出た場合は、感染者やその家族などへの配慮を切にお願いをいたします。

2件目は、交通事故死ゼロ1,000日達成に対する表彰についてであります。去る、令和3年4月10日に羅臼町交通安全協会が1,000日の長きにわたり、交通事故死ゼロを記録したことに対し、公益社団法人北海道交通安全推進委員会より表彰されましたので御報告いたします。この記録は、これまでの羅臼町交通安全協会の交通安全街頭啓発を初めとした啓発活動への取組みと、町民の交通安全に対する意識の高揚によるものと考えております。

本町の交通死亡事故ゼロの記録が今後も継続していけるよう、羅臼町交通安全協会と連

携し、交通安全の啓蒙普及活動に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 議案第26号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 議案第26号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務担当課長。

○税務担当課長（飯島 東君） 議案の1ページをお願いします。

議案第26号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2ページをお願いします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。今回の改正につきましては、本年3月31日に交付されました地方税法等の一部を改正する法律に伴う改正となります。

令和3年度地方税制改正におきましては、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設すると共に、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとされ、併せて中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民事を下支えするため固定資産税の評価替えへの対応や、住宅ローン控除の特例の延長を行う措置が講じられたところでございます。それぞれ関する項目について所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の大きな柱としましては、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や、国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、軽自動車税、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減を9か月延長、住宅借入金等特別税額控除に関する特別特定取得の適用期限を令和17年まで延長するほか、固定資産税において令和3年度に限り、負担調整措置等により、税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じると所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例につきましては2条立てとし、第1条において改正の基本となります条項等の改正を規定し、第2条においては、令和2年の改正条例により規定した法人の町民税にかいする適用条文の整理による項ずれを反映するものでございます。改正条例につきましては議案の2ページから9ページに掲載していますが、改正の内容につきましてお手元に別冊として配付しております。参考資料の羅臼町町税条例等の一部を改正する条例

制定説明資料により、主な改正内容と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解をいただきたいと思ひます。

参考資料の1ページの資料1をお開き願ひます。

主な改正内容に沿って御説明をいたします。

1の第1条関係の改正内容でございますが、1番は個人の町民税の非課税の範囲について規定する条例第24条第2項の改正でございます。扶養控除における国外居住親族の取り扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であつて、次のいずれにも該当しない者を除外するものでございます。

一つ目は、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、二つ目は障害者、三つ目はその納税義務者から前年において生活費、または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者、なお1番の改正規定は令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に2番は、寄附金税額控除について規定する条例第34条の7第1項の改正でございます。特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直し、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するものでございます。なお、2番の改正規定は令和4年1月1日から施行するものでございます。

次に3番は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について規定する条例第36条の3の2第4項の改正でございます。給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。なお、3番の改正規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、4番は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定する条例第36条の3の3第1項の改正でございます。非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しに伴う文言の整理でございます。なお、4番の改正規定は令和6年1月1日から施行するものでございます。

2ページにまいりまして、5番は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定する条例第36条の3の3第4項の改正でございます。公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

6番は特別徴収税額について規定する条例第53条の8第1項の改正でございます。退職所得申告書の定義に係る規定の整理でございます。

7番は、退職所得申告書について規定する条例第53条の9第3項及び第4項の改正でございます。退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

8番は、環境性能割の税率について規定する条例第81条の4の改正でございます。読替規定を対象に追加するものでございます。なお、5番から8番の改正規定はいずれも令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に9番は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について規定する条例附則第5条第1項の改正でございまして、1番で説明いたしました扶養控除における国外居住親族の取り扱いについて、個人住民税所得割の非課税限度額の算定においても同様の取り扱いとするものでございます。なお、9番の改正規定は令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に10番は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定する、条例附則第6条の改正でございまして、1として本特例の対象となる医薬品の範囲から療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外し、2として医療用医薬品から医師の処方箋がなくても購入できる医薬品に転換された、いわゆるスイッチOTC医薬品と同種の効能または効果を有する要指導医薬品またはスイッチOTC医薬品を除く一般用医薬品で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められたものを加えて、その適用期限を令和4年度から令和9年度に5年延長するものでございます。なお、10番の改正規定は令和4年4月1日から施行するものでございます。

3ページにまいりまして、

11番は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例について規定する条例附則第10条の2の改正でございまして、改正前の特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設及び生産性向上特別措置法に規定する先端設備等の特例措置の廃止等のほか、新たに改正後の特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特定措置の追加に伴う引用条項の整理と、適用条項の追加でございまして、

なお、11番のうち、第15項の改正規定は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から第17項の改正規定は産業競争力強化法等の一部を改正するなどの法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に12番の土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する要望の意義について規定する条例附則第11条より、4ページにまいりまして、13番の令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例について規定する条例附則第1条の2の改正につきましては、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長することに伴う対象年度の整理でございまして、

14番の宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定する条例附則第12条及び15番の農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定する条例附則第13条の改正につきましては、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長することに伴う対象年度の整理と新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限

り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものでございます。

16番は、特別土地保有税の課税の特例について規定する条例附則第15条の改正でございまして、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長することに伴う対象年度の整理でございまして、

17番は、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定する条例附則第15条の2の改正でございまして、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減につきまして適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

5ページにまいりまして、18番は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定する条例附則第15条の2の2の改正でございまして、読替規定を対象に追加するものでございます。

19番は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定する条例附則第16条の改正でございまして、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を令和3年度から令和5年度に2年間延長することと項ずれを反映するものでございます。

20番は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定する条例附則第16条の2第1項の改正でございまして、項ずれを反映するものでございます。

21番は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定する条例附則第25条第2項の改正でございまして、所得税において控除期間13年間の特例について一定の期間に契約した場合、現行令和2年末までの入居者を対象とする要件を、令和4年末まで延長するなどの措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を現行制度を同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずるものでございます。なお、12番から21番の改正規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、2の第2条関係でございまして、

令和2年条例第17号の改正でございまして、本改正規定は、法律改正による条例の項ずれに伴う措置でございまして、なお、本改正規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

6ページにまいりまして、附則として第1条は施行期日でございまして、この条例は交付の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。なお、但し書き規定として、前段の説明において各条項の改正ごとに施行年月日を申し上げましたが、その内容につきまして、第1号から第4号までに規定するものでございます。

附則第2条は、町民税に関する経過措置でございまして、第1項は寄附金税額控除に関する経過措置でございまして、改正後の羅臼町町税条例第34条の7第1項第1号の規定

は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同号に規定する寄附金または金銭について適用し、所得税の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の羅臼町町税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金または金銭については、なお従前の例によるものでございます。

第2項及び第3項は、個人の町民税に掛かる給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書についての経過措置でございまして、新条例の施行日以後に行う電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例によるものでございます。

第4項は、前条第2号に掲げる規定による改正後の羅臼町町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置でございまして、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

第2項から7ページにまいります。第4項は新条例においてわがまち特例から除外、廃止となった施設、設備に対する経過措置について規定するものでございます。

第5項は、新条例附則第10条の2第17項の適用時期について規定するものでございます。

附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置でございまして、第1項は新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車については、なお従前の例によるものでございます。

第2項は新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までは、なお従前の例によるものでございます。

なお、参考資料の8ページから31ページに資料2で新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第26号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第26号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第27号 羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第27号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の10ページをお願いします。

議案第27号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

11ページをお願いいたします。

羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

改正条例につきましては議案の11ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましてお手元に別冊として配布しております参考資料の羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要により、改正理由と改正内容について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

参考資料の32ページ資料3をお開き願います。

初めに改正理由でございますが、令和3年度の税制改正においては、令和3年度の税制改正の対抗に基づき、納税環境整備として地方税法施行規則をはじめとする省令や個別通知等において提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類についても押印を要しないこととするほか、所要の措置を講じることとされたことに伴い、関係する規定を整備するため条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容ですが、第4条審査の申出の第4項で、押印等の見直しにより審査申出書に審査申出人が押印する条文を削除し、条項のずれを反映するものであります。

第8条口頭審理の第5項で、同じく押印等の見直しにより、口頭審理における口述書に提出する提出者が署名押印する規定を削除するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、参考資料の33ページ資料4で改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第27号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第28号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第28号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長(洲崎久代君) 議案の12ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正の内容でございますが、説明の都合上、別冊参考資料34ページ資料5にて御説明いたしますので特段の御配慮をお願いいたします。

改正理由でございますが、国民健康保険は全体では年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的問題を抱える状況から、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営の責任主体が北海道となり、町は北海道が決定する国民健康保険事業納付金を納める仕組みとなりました。また、町が行う事業は北海道が定める国保運営方針に沿った運営が求められております。この運営方針は3年ごとに見直すこととされており、令和3年度の運営方針の見直しに伴い、加入者負担の公平化を目的とした保険料水準の統一を目指すことが明記され、当町における保険税率を北海道が示す標準保険料率を基に算定することとしたため、保険税率の改正を行うものでございます。なお、前回の保険税率の改

正は、平成22年度であります。

3、改正条文を御覧ください。保険税はその主要目的により、加入者の医療費を賄う医療費分、後期高齢者医療を支援するための後期高齢者医療支援金等分、40歳以上64歳未満の加入者が介護保健サービスの一部を負担するための介護納付金分に分かれており、それぞれの必要額に応じて所得割、均等割、平等割で算出された合計額がその世帯の国民健康保険税として課税されます。

まず、区分1、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税分の定めでございます。

第3条第1項の所得割額の率を100分の8から100分の7.16に変更しております。第4条では被保険者金等割額で3万2,000円から2万3,200円に変更しております。第5条は世帯別平等割額で、特定世帯以外の額を3万4,000円を2万4,500円へ、特定世帯については1万7,000円を1万2,250円へ、特定継続世帯については2万5,500円を1万8,375円へそれぞれ変更しております。

区分2、後期高齢者支援金課税額の定めについてであります。

第6条の後期高齢者支援金課税額に係る所得割額ですが、100分の2.5を100分の2.61へ変更しております。第7条第1項で被保険者均等割額を6,000円を8,700円に変更しております。第2項では世帯別平等割額を特定世帯以外の額を7,000円を9,100円に、特定世帯については3,500円を4,550円に、特定継続世帯については5,250円を6,825円にそれぞれ変更しております。

36ページをお開き願います。

区分3、介護納付金課税額の定めについてでございます。

第8条の介護納付金課税額に係る所得割額ですが、100分の1.3を100分の1.94へ変更しております。第9条で被保険者均等割額を8,000円から8,900円に変更しております。第10条では、世帯別平等割額を7,000円を6,900円に変更しております。

区分4では、第23条関係で、国民健康保険税の減額についてでございます。第23条第1号は、7割軽減として減額される額についてで基礎課税額の均等割額を2万2,400円から1万6,240円に、平等割額の特定世帯等以外については2万3,800円を1万7,150円に、特定世帯については1万1,900円を8,575円に、特定継続世帯については1万7,580円を1万2,863円に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の均等割については4,200円を6,090円に、平等割額の特定期間等については4,900円を6,370円に、特定世帯については2,450円を3,185円に、特定継続世帯については3,675円を4,778円に変更するものでございます。また、介護納付金課税額の均等割額は5,600円を6,230円に、平等割額については4,900円を4,830円に変更するものでございます。

同条第2号は5割軽減として減額する額についてで、基礎課税額の均等割額を1万6,000円から1万1,600円に、平等割額の特定期間等以外の世帯については、1万7,

000円を1万2,250円に、特定世帯については8,500円を6,125円に、特定継続世帯については1万2,750円を9,188円に変更するものでございます。後期高齢者支援金等課税分の均等割額については、3,000円を4,350円に、平等割額の特定世帯等については3,500円を4,550円に、特定世帯については1,750円を2,275円に、特定継続世帯については2,625円を3,413円に変更するものでございます。

また、介護納付金課税額の均等割額は4,000円を4,450円に、平等割額については3,500円を3,450円に変更するものでございます。

同条第3号は、2割軽減として減額する額についてで、基礎課税額の均等割額を6,400円から4,640円に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については6,800円を4,900円に、特定世帯については3,400円を2,450円に、特定継続世帯については5,100円を5,675円に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の均等割については1,200円を1,740円に、平等割額の特定世帯等については1,400円を1,820円に、特定世帯については700円を910円に、特定継続世帯については1,050円を1,365円に変更するものでございます。また、介護納付金課税額の均等割額は1,600円を1,780円に、平等割額については1,400円を1,380円に変更するものでございます。

附則としまして、第1項で施行期日の公布、施行期日は公布の日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

第2項の適用区分として、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税はなお従前の例によると定めております。

34ページ2の保険税率改正案にお戻り願います。

改正案ですが、当町に置ける医療費分については減額となり、後期支援金等分、介護納付金分については増額となっております。合計では、所得割額で0.09%、均等割額で5,200円、平等割額で7,500円のそれぞれの減額となっております。

別紙資料、モデル世帯保険税比較を御覧願います。

本税の改正の影響につきまして御説明いたします。なお、試算は昨年度課税所得で計算しております。表の上段左①は、40歳から64歳の一人世帯7割軽減世帯の想定で、年額3,900円の減額となっております。同じく上段右②は、65歳以上の独居で5割軽減世帯では年額7,300円の減額となっております。表の中段③は、所得250万円の39歳以下の二人世帯で、年額3万4,700円の減額、④所得400万円、40歳以上二人世帯で、年額2万1,200円の減額、表下段⑤所得400万円で39歳以下の夫婦と子ども二人の4人の一般的な子育て家庭世帯では、年額5万7,900円の減額、⑥の所得800万円で3世代同居の40歳以上4名、子ども2名の6人世帯で、年額3万2,600円の増額となっております。大きく見ますと、昨年課税所得による試算では、所得

が高い世帯において保険税の上昇が見られ、数としては全体の2.6%程度となっております。

参考までに1世帯当たりの被保険者数の構成割合及び所得階層ごとの世帯構成割合を載せております。なお、今年度課税所得ですが、概算ではございますが昨年度に比べ3億程度の減少となっております。保険税が増額される世帯及び額の減少が予想されております。今後、国保加入者の人数及び世帯数、加入者の所得状況を確定後に課税計算を行うこととしておりますことを御了承願います。

以上でございますが、続きます39ページから資料6に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る5月17日開催の令和3年第3回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

しがたって、日程第6 議案第28号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第29号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第29号財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（湊 慶介君） 議案第29号財産の取得についてでございます。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得物件、塵芥収集車。2、取得の目的、一般廃棄物収集運搬業務のため。3、取

得価格、1,782万円。4、取得の相手方、標津郡中標津町桜ヶ丘3丁目24番地、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所所長岩見博でございます。

今回取得する財産に関する資料は、別冊参考資料46ページから47ページにかけての資料7に塵芥収集車の仕様書及び姿図を掲載しておりますので後ほどお目通しのほどお願いいたします。

なお、納入期限につきましては、上物パッカーが受注生産となることから、令和4年3月10日までとしております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号財産の取得について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第29号財産の取得について原案のとおり可決されました。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。11時5分より再開いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会の開会をお願いいたしたいと思えます。

午前10時46分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

町長から、議案第30号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第30号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第1 議案第30号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 追加議案の1ページをお願いいたします。

議案第30号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,401万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,696万7,000円とする。2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

10款1項地方交付税310万円を減額し19億6,790万円、財源調整として地方交付税に求めるものでございます。

14款国庫支出金1,711万5,000円を追加し、3億1,197万円、2項国庫補助金1,711万5,000円を追加し1億3,008万3,000円。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を追加するものでありますが、5月16日から31日まで北海道に緊急事態宣言が発令されたことや、一年以上に及ぶ新型コロナの影響で観光業や飲食業などに対するダメージは非常に大きいことから、経済支援としまして臨時給付金制度を創設し、支援金を交付する事業費が1,401万5,000円。また、町内の観光船や道の駅事業者などへの休業をお願いしたことによる休業要請等協力金としてまして、当初予備費から310万円を充当しましたが、この財源を組み換えるものでございます。

歳入合計1,401万5,000円を追加し、49億9,696万7,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。6款1項商工費1,401万5,000円を追加し1億2,578万6,000円。歳入で御説明したとおり、経済支援として臨時給付金制度1,401万5,000円と、財源内訳で町内の観光船や道の駅事業者などへの休業要請等協力金310万円を一般財源から減額となります。

歳出合計1,401万5,000円を追加し49億9,696万7,000円となるものでございます。

この後、引き続き事項別明細書及び事業の概要につきましては担当課長よりそれぞれ御説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案第30号追加議案令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算の詳細につきまして、事項別明細書で御説明いたしますので、お手元に配付の追加の別冊資料3ページをお開き願います。

歳入から御説明いたします。10款1項1目地方交付税から310万円の減額で、歳出の財源調整分として地方交付税に求めるものであります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金に1,711万5,000円の追加で、内容としましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加するもので、新規に追加する事業と財源を組み換えする事業の二つの事業となります。

まず一つ目の新規に追加する事業ですが、羅臼町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金で、新型コロナウイルス感染症により、特に影響の大きい飲食業、宿泊業、観光業に対する支援として昨年度に引き続き臨時給付金制度を創設することとしたことから1,401万5,000円の追加。

二つ目の財源を組み換えする事業ですが、羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金で、行政報告でも申し上げましたが、町内の観光主要事業者へ休業要請を行うため、休業要請等協力金制度を創設し、予備費を充当しました310万円の追加で、二つの事業の合計1,711万5,000円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に追加するものであります。

このことによりまして、令和3年度の臨時交付金は配当見込額の8,909万円に対しまして、補正予算充当後の残高は7,197万5,000円となる見込みであります。なお、追加の参考資料の1ページ資料8には、令和3年度の臨時交付金の充当予定事業を予算ベースで掲載しました令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画案を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

引き続き歳出をまちづくり課長から説明いたしますので、5ページをお開き願います。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 歳出を御説明いたします。

6款1項商工費2目商工振興費、新型コロナウイルス感染症経済対策に要する経費に1,401万5,000円を追加するもので、財源を組み換えする事業と新規に追加する事業の二つの事業となります。

まず一つ目の財源を組み換えする事業ですが、予備費により実施しました羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金の310万円につきまして、補正額はありませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当に伴い、財源内訳の移動を行っております。

二つ目は、新規に追加する事業として羅臼町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金事業でございます。役務費に通信運搬費として1万5,000円、負担金補助及び交付金

に補助金として1,400万円を追加し、合計1,401万5,000円の補正でございます。

それぞれ事業概要について御説明いたしますので、追加の参考資料の2ページをお願いいたします。

最初に、財源を組み換えする事業であります羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金について御説明いたします。

目的でございますが、緊急事態宣言が北海道全域に発出されたことを受け、感染拡大防止に向けた人と人との接触機会を徹底的に軽減するため、町内の人流が多い観光事業者に休業要請し、その休業要請に対応する事業者は協力金を給付するものでございます。休業要請協力対象者でございますが、今回につきましては道の駅知床羅臼のテナント事業者4社、観光船事業者の4社、熊クルーズ事業者7社に休業要請をしております。要請期間は5月22日土曜日から5月31日月曜日までの十日間で、要請した全ての事業者は御理解をいただき、休業要請にお答えをいただいております。

給付額につきましては、休業要請協力対象者①の道の駅知床羅臼テナント事業者と②の観光船事業者が一律30万円、③の熊クルーズ事業者が一律10万円で複数の事業を展開するものであっても30万円もしくは10万円の給付としております。事業費につきましては30万円の協力金給付事業者が8社と、10万円の協力金給付事業者が7社で合計310万円でございます。

本事業は令和3年5月21日制定の羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金交付要綱に沿って実施しており、要綱につきましては参考資料の3ページでございますので、後ほどお目通し願います。

次に、新規に追加する事業である羅臼町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金について御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

最初に目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、接触機会の徹底抑制による消費の落ち込み等、業績が悪化している町内の法人、または個人事業者のうち、特に影響の大きい飲食店事業者、宿泊事業者、観光事業者の皆様は経営の安定と事業の継続を目的とした給付金による支援を実施するものでございます。

交付対象者でございますが、目的の中で触れました3業種でありまして、法人、個人は問いません。給付要件及び給付額は、令和3年5月1日現在において開業していることで、給付額は一律20万円でございます。複数の店舗や複数の事業を展開する個人、法人であっても一事業者として20万円の給付をいたします。事業費につきましては、対象見込み数70件に対し、一律20万円を1,400万円、郵便料を1万5,000円として合計1,401万5,000円でございます。交付までのスケジュールとしては、事業者への案内、町ホームページでの周知を事前に行い、6月初旬から約1か月程度の申請期間を予定しております。申請後は順次速やかに交付できるよう調整してまいります。6月10日には再度広く広報し、対象者の漏れがないよう取り組んでいきたいと考えておりま

す。

なお、要綱につきましては、参考資料の5ページから6ページでございますので、後ほどお目通し願います。

以上、歳入歳出それぞれ1,401万5,000円の追加補正をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

高島議員。

○3番（高島讓二君） 2ページに書かれております感染症対策休業要請等協力金の概要と、それから感染症対策臨時給付金の概要、これ業者が、例えば観光船の場合、両方に書かれておりますけども、これはそれぞれ給付するっていうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） そのとおりでございます。

○3番（高島讓二君） ということは、例えば観光船事業だと、2ページの分が30万円、それから4ページの分が20万円合計50万円もらえるということですか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） そのとおりでございます。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

松原議員。

○6番（松原 臣君） ちょっと確認ですけれども、4ページに交付対象者の人のほうに引き続き1年以上営業する意思がある、それから下の滞納がないこと、それから反社会性の関係を有しないことということなのですけれども、これから意思あるということ、それは本人の意思なんで、確認して交付するんだらう、これは分かるのですけども、これ過去に、1年以上商売してるとか、2年以上商売してるとか、そういう規定は、例えばコロナ禍でも開店したところがあるのか、ないのか含めて、その点も調査してるのかどうか。そうでないとコロナ禍の中で困ってる臨時給付金ですから、営業が半年とか1年以上たってますのでコロナ禍で。そういう点は加味してないのか、あるのか。ちょっとその考え方、教えていただきたい。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） たしかに要綱では、令和3年5月1日現在において羅臼町内で開業しているということで営業実績等の部分については言及をしてございません。当初、営業実績の部分について要綱に盛り込むかどうか協議もありましたけれども、今コロナ禍ということもありまして、なかなかお店の状態によっては一定期間休んだりですとか、そういった臨機応変な対応をそれぞれのお店がやっているということもありまして、なかなか一律に何月以降ということが要綱の中に盛り込めなかったものですから、今回につきましては5月1日に現在で開業しているということと、1年以上今度も羅

白町で営業をするということをしつかりと意思確認して交付をして行きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○6番（松原 臣君） 今の説明で分かりますけれども、やはり、いろんな交付金見ると、やはりコロナ禍で、途中で店開いてやってる人は交付金の対象にならないとかっていう、テレビ等でも聞きますし、いろいろなところあるのですけれども、羅臼町きつとあっても1件あるのか2件あるのか、ちょっと私ちょうど1件ぐらいかなというようにあって、定かではないので、何月何日にというのは定かではないので、一番の目的は本当に皆さんコロナで本当に疲弊してるということで、あまり突っ込むと、突っ込むと言ったら変ですけども、あまり厳しく宣言をすると、やはり皆さんに行き渡らないのかなと、大変なのは皆さん一緒だろうと思いますので、私はこれについて特別反対というわけではないので、たまたま参考の意に聞いたらということですので、以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

村山議員。

○7番（村山修一君） 私のほうからも2点ばかりお聞きしたいと思います。

まず、提出された原案につきましては私も賛成としたいと思います。その中でちょっと確認したいのですが、今回の趣旨でいきますと羅臼町が要請した業者ということなのですが、恐らく背景には北海道の非常事態宣言というものがあるのかなというふうに理解しているのですが、もし間違っていたら訂正させていただきたいと思いますが、その上で、今すでに延長の話が出ております。仮定でお話するのはどうかと思うのですけれども、既にそういう厳しい状況であるという中で、これ道が延長した場合、羅臼町も要請を、私は継続すべきだと、この事業につきまして、思っているのですが、その辺を町長はどうお考えなのかお聞きしたいなと思います。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今の御質問の中で、まず北海道の緊急事態宣言はもちろんでありますけれども、それ以外にも管内の感染状況も相当広がっているという話も聞いております。また、管内の医療の関係でもひっ迫しているということも聞いておりますので、それら全体的なことを勘案しながら羅臼町でも人の流れを押さえたいということで今回休業ということになりました。今後、北海道の緊急事態宣言が延長されるという話もありますけれども、それについては状況を確認しながら、まだ今後延長するかどうか、羅臼独自の休業に対して延長するかどうかというのは、まだ確定はしておりませんが、それら情報収集しながら今後検討して判断していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

加藤議員。

○1番（加藤 勉君） ちょっと要綱の関係で、どういうふうな考え方なのかちょっと聞

きたいと思います。

これ、資料の3ページ目なんですけど、これは休業要請と協力金交付要綱というのが、5月21日で作っていますけど、その中で、協力の交付金額は1事業者につき次に掲げる額の範囲内とし、町長が決定するというので、これ休業要請に応じた事業者は1日につき3万円とか、時間短縮の場合には1日につき1万円、この辺とのこの臨時給付金との、臨時交付金は交付金でもらえて、そのほかにこの1日3万円というのも休業した場合もらえるのかどうか、この辺の要綱はどうなってるのか、その辺ちょっと確認をしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 休業要請等協力金と臨時給付金、この二つにつきましては先ほどもお答えいたしましたけど、両方、対象につきましては受け取っていただける内容になります。

この金額の算出根拠といいたいでしょうか、そういった部分かと思うのですが、現在緊急事態宣言が北海道全域に出されていますけれども、石狩管内、小樽市、旭川市以外の北海道、国からの要請内容に答えた事業者につきましては、2万5,000円から7万5,000円の範囲の中で、売上高に応じて支援金がでるといような内容になっております。そうした国、それから北海道、また近隣の市町村の支援金の状況も確認しながら、今回のこの休業要請についてどの程度の支援金が適当であるかということを検討した結果、1日3万円ということですのでございます。

ただ、休業要請をした事業所につきましては、一切営業をこの間できないという内容になりますので、その間の協力金ということですのでございまして、そのほかは休業要請しておりませんので、営業はしながら協力金をもらえるという、ここが大きな違いかというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤議員。

○1番（加藤 勉君） 分かりました。そうすると、この臨時給付金については一時金だよと、休んだので一時金としてこれを支給しますと、そうですね、一律で。

次に、このこっちのほうの協力金交付要綱でいくと、休んでいただければ1日幾らですよ、ですから、追加ということですよ、これ項目的には。この交付金とはまた別な考え方で、休んでいけば休んでいだけこの1日に2万円の協力金がもらえますよという形ですよ。そうすると、いつまでその期間を見てるのか、この要綱の中にはないですけど、町として、例えば5月30日までとすると、5月21日で作っていますから、十日間の休業要請の協力金がもらえるわけですよ。するとこれ30万、だから31日までいくと、30万とそのほかにこれでいけば20万がまた別でもらえるということで、かなりの、もらうほうは大変便利なものだなというふうに思いますけど、この辺の申請が、例えば自分はこの一時金もらっちゃったんで、こちらのほうてもらえないかなという考え方の

する人がもしかいるとすれば、その辺も申請のときに休業をしたら、これは多分、休業終わってから申請になるのかな、こっちの協力金のほうは。例えば何日まで休みましたと、そのときにもらうわけでしょう。いつまで休んでるから幾らくくださいという形にはならないですよ。実績で頂くということですから、これやっぱりいつまでなのかという期限をやっぱり切っていないと、こっちのほうは、1日3万円のやつについては、そういうふうに切っていないといつまでもこの辺については出てこない、こっちのほうは。ということになるのではないかなと、ちょっと見ただけで。

だから協力金は31日までと、31日だから6月1日に申請すればこっちのほうはもらえるっていうことだよ。1日3万円というのが、いつの時点でもらえるかということだけど、それでどうなのだろう、その辺がちょっと。計算の仕様です。

その点だけ、6月1日になったら申請すればもらえるのかどうか、それとも途中で、今休業してるんで、もらえるのかどうか、その点だけちょっと答弁お願いします。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 要綱上は、協力金の交付要綱ということで要請期間中1日3万円という表記の仕方ですが、今回については5月22日から5月31日までの十日間を要請して、この期間についてお応えした、要請に応じていただいた事業者に協力金をお支払いするというのでございますので、先ほど説明した、今回は十日間掛ける3万円、30万円が給付されるということになります。

こちらの要請にお応えしたという部分でありますから、当然、要請期間が終了した後に申請をしていただいて、その期間の協力金を交付するという内容になります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本議員。

○5番（坂本志郎君） 細かいことを2点ほど聞きたいのですが、1点目2ページ、給付額の下から2段目のところですが、給付額は上記①、②が一律30万、③が一律10万、これどういうこと、これ③の間違いじゃないのかどうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 大変失礼いたしました。③の間違いでございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本議員。

○5番（坂本志郎君） それでちょっといろいろ聞いて整理したいのですが、この2ページは休業要請等協力金というふうになってますね。これは、ここに書かれてるところの人たちが対象ということでよろしいですか。

なぜこれを聞くかという、道のほうから酒は7時までで店は8時で閉めるけれども、中にはとっくに休業って書いてるところがいっぱいあるんですよ、休業してるところが。スナックなんか全然やれませんよ、8時からやってるのに7時で酒駄目なんだから。それから食堂も休業、休業って書いてある。これ対象外ですね。そこのところをはっきり

しておかないと、トラブル起きますよ。私のところはずっと休業してるんだと、それを一つ。

この3ページの協力金の交付額のところなのですが、休業要請に応えた事業者は、2ページに書かれてる対象者だけだということによろしいですね、これは。そうしたらスナックとか食堂が自分のところで休業しちゃったと、それは対象にならないということでもいいですね。

それから、もう1点確認ですが、時短をしたところについては1日1万円で、これは日数分、何日までなのかさっき5月いっぱいとか6月いっぱいとかってあったけど、もしこの緊急事態宣言が6月20日まで伸びた場合は、そのときは、先ほどのお答えでは、何かちょっとはつきりしなかったけど、それを教えていただきたいのが1点。

それから、これのほかに1日1万円以内、協力金の交付額1日掛ける日数ですね。時間短縮をした。そのほかに、この②の感染症対策臨時給金というやつ、これは交付対象者が飲食店、事業者、宿泊事業者、観光事業者等々ということで、ここは一律20万。分かりやすく言うと、20万プラス時短に応じたところ1万円掛ける日数と、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） まず、時短の関係ですが、休業要請等協力金交付要綱においては、休業要請にお応えしていただいたところ、また時短の要請にお応えしていただいたところにそれぞれ1日につき3万円、1日につき1万円というふうなうたっておりますけれども、今回、要請をいたしましたのは休業のみでございまして、時短の要請はしてございません。要綱の中にはありますが、今回時短は要請してございませんのでここは今回、事業所対象外になります。

2ページの休業要請協力対象者、この全15社について休業要請を町として行ったということで御理解ください。それから休業要請協力金と臨時給付金、これにつきましては議員おっしゃるとおり、休業要請をしたところは休業要請の分の要綱で今回は十日間ですので30万円が交付されて、そのほかに臨時給付金として20万円が交付されると、合計50万円交付されるということになります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本議員。

○5番（坂本志郎君） もう1個確認ですが、休業要請は全部したんですよね。時短の要請は羅臼町からはしたのですか。時短してるところは、道の基準で酒については7時まで、営業は8時でという、特定区域以外はね、羅臼町も特定地域外にはなるのですが、それに基づいて時短をしているのですよ。町が飲食店のところに、道の要請に基づいて特定区域以外だけでも、その人たちが7時だよ、8時だよと、閉めるんだよと、これは羅臼町として要請をした事実はあるのですか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 時短の要請につきましては羅臼町としては要請をしてございません。繰り返しになりますが休業要請をこの15事業者にしたということでございます。さらにどこの事業者につきましても時短の要請はしていないということになります。

○議長（佐藤 晶君） 坂本議員。

○5番（坂本志郎君） 時短を要請していない業者が独自に道に基づいて、自ら時短をしましたと、お酒7時でお店は8時で閉めましたと、その人たちは、羅臼町は時短要請をしてないけど、応えた事業者、これは道の要請に応えた事業者という理解でよろしいですか。じゃないと町で要請してないわけだから、そこのところ確認しないと飲食店のほう、どうなってんだっていう話になりかねないので、質問受けるのですよ、いろいろ。分からないところいっぱいある。

恐らく、道の時短要請に応じた人はテレビでやっていますけども、中小業者は1日2万5,000円までだとか、ほかは5万円だとか、それが出てくるのだろうというふうに考えています。町のこの1日につき1万とか3万とかというのは、ほとんど分かってない、今回初めてですから。そこだけちょっと整理してもう1回答えてください。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 自主的にスナックですとか居酒屋が午後8時まで、もしくは酒類の提供を午後7時までやっている部分につきましては、北海道の要請を受けたというふうに区分しております。

当然、そういった北海道の要請に対応したところについては、北海道の支援金の制度がございますのでこちらの申請をしていただくこととなります。

それから休業要請については、あくまでもこの15社にまちのほうから個別に要請をお願いしたということになります。要綱の第3条になりますけれども、協力金の、町からの休業要請に応えた事業者に対しての協力金ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わりたいと思います。

これから議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第30号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
令和3年第4回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員